



№ 109号

社団法人 東京都宅地建物取引業協会

府中 稲城支部

倫理綱領

- 一、会員は秩序を重んじ責任と奉仕を忘れてはならない。
- 一、会員は不当な利益を追求せず公正にして親切な取引に終始しなければならぬ。
- 一、会員は社会的重責を荷う榮譽を自覚し人格を磨き、良識を養い、研究をゆるがせにしてはならない。
- 一、会員は業法を遵守し、依頼者に対し、信義を旨とし、誠実公正に職務を行なわなければならない。

社団法人 東京都宅地建物取引業協会

業務上の遵守事項

- 一、会員は無免許営業者（モグリ）との取引を行ってはならない。
- 一、会員は無免許営業者（モグリ）を発見した場合は協会に通知しなければならない。
- 一、会員は取引主任者を常置せざる業者との取引を行ってはならない。
- 一、会員は必ず所定の会員章を店頭に掲示し、会章を着用しなければならない。
- 一、会員は従業者を業務に従事させるときは、宅地建物取引業法に規定された従業者証明書を携帯させなければならない。

社団法人 東京都宅地建物取引業協会
東京都住宅局

第二回定例理事会

とき 昭和五一年六月二十八日

ところ 三ツ木産業株式会社会議室 A M九時三〇分より

出席者 朝倉 深木 小沢 加藤 金子 北川 大谷

榎峠 佐藤 出口 渡辺 山岸 榎本 山村

篠崎 猪俣

欠席者 吉野 黒川 黒田

報告並びに審議事項

新入会員承認の件

西部地区

永井建設株式会社(代)永井昭五(専任取引主任者

官本伊三男)

事業所分梅野一三三二一(電話六五〇四一四一)

推せん理事(株)大邦不動産(出口氏)

、 会員株高倉不動産(野口氏)

退会者承認の件

大山不動産(代)大山秀雄

総務部

佐藤指導部長

税務講習会を調布支部と合同にて、主催する件につき、日時の打合せ(税務署担当係の都合上)を検討中と報告あり。

厚生部長

秋季旅行の件については日定及び場所其他、部長一任のこと、尚会員連絡上なるべく早めに通達する様特に要望あり。

第三回定例理事会

とき 昭和五一年七月三〇日

ところ 三ツ木産業株会議室 A M九時三〇分

出席者 朝倉 深木 小沢 吉野 出口 榎峠 渡辺

山岸 榎本 大谷 北川 佐藤 山村 篠崎

黒田

欠席者 黒川 金子 猪俣 加藤

報告並びに審議事項

① 建設省並びに国土庁人事異動について(六月一日付)

建設省

新ポスト事務次官 高橋弘篤 旧ポスト建設省官房長

、 官房長 栗屋敏信 旧ポスト国土庁官房長

、 総務審議官 大塩洋一郎 建設省計画局長

、 計画局長 大富 宏 大臣官房審議官

国土庁

新ポスト事務次官 中橋敬次郎 旧ポスト国土庁長官

、 官房長 河野正三 土地局長

、 土地局長 松本作衛 土地局次長

、 土地局次長 久保田誠三 建設省計画局

参事官

以上

事務局組織（担当部署）

氏名	担当部署
蓑部	顧問・相談役・参与・関東地区協議会
唐川	総務部・鑑定士委員会・保証協会（総括）
三瓶	東政連（総括）・事務委員会（総括）・綱紀委員会
青山	相談所・苦情処理委員会
大関	タイプ一般
福田	指導部・調査部・特選市場小委員会
森田	保証協会業務担当（入退会）・調停委員会
萩原	広報部・物件センター小委員会
重田	財務部・厚生部・教育センター小委員会
持永	保証協会業務担当（弁済業務）・法務部
大石	経理事務
松居	保証協会経理事務
上町	庶務
翁永	タイプ一般
片寄	庶務
小畑	東政連庶務
駒場	自主規制委員会（新入社員）

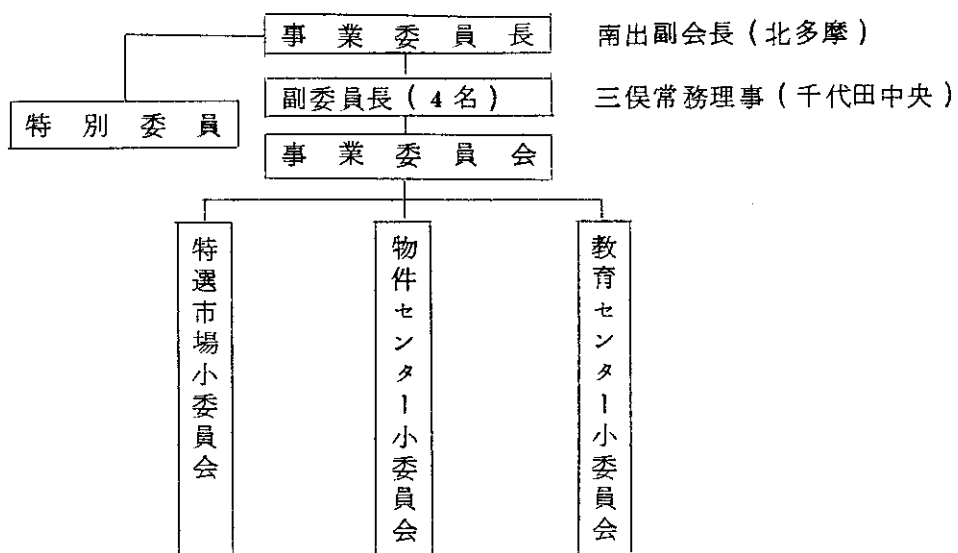
担当次長

唐川	財務部・法務部・調査部・自主規制委員会・保証協会
三瓶	広報部・指導部・厚生部・事業委員会・調停委員会

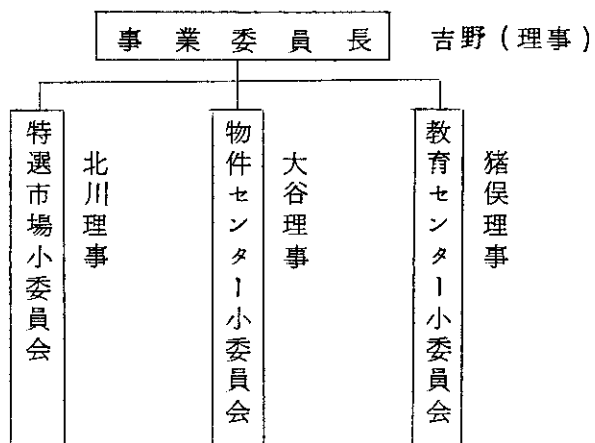
次のとおりです。

② 本部事務局機構再編成について

本部事業委員会機構図



支 部



支部理事会決定

事業委員会組織改善案

一 小委員会委員の他小委員会兼務制の改善

事業委員会内に現に設置してある小委員会（特選市場小委員会・物件センター小委員会・教育センター小委員会）の委員は他の小委員会の委員となつて、その職務を兼任することができないものとし、いづれかの小委員会に専任するものとする。

既に兼任該当支部に対しては電話連絡をもつて、その旨通知済であります。改めて文書をもつて要請いたします。

但し、支部の事業委員長は本部の小委員会の一つを兼務することが出来る。

二 事業委員会の設置

イ 事業委員長・副委員長・小委員会副委員長・支部の事業委員長をもつて新たに事業委員会を構成し、各支部との連携等を保ちつつ、事業の企画立案、事業の推進等本委員会の目的を完遂する。

ロ 小委員会委員長を事業委員会副委員長とする。

三 各ブロックから2名の委員を選出制度をとつて、教育センター小委員会の構成改善について

教育センター小委員会の構成は、各ブロックから二名の委員を推選し構成しているが、研究結果、事業実施等の周知徹底等を勘案して、全支部から委員を選出して構成することに改善する。

四 事業委員会特別委員制度の採用

事業委員会の職務遂行のために会長委嘱による、特別委員制度を設け、本委員会目的推進のための諮問機関とする。

五 委員の選出は支部理事以上の方を選出することとする。

③ 昭和五一年度取引主任者試験実施要領について 東京都では、昭和五一年度取引主任者試験を下記により、実施することになりましたので、御報告します。

A 申込用紙の配布 八月二三日(月)～九月十日(金)

午前十時～四時(住宅局指導部監理課)

B 願書受付 九月六日(月)九月十日(金)

午前十時～四時(第二庁舎一階ロビー於)

C 試験日 十月二四日(日)午後一時～三時

D 合格発表 十二月上旬

E 受験手数料 二〇〇〇円(昨年は一〇〇〇円)

以上

総務部

自主規制委員会より

お知らせ

委員長 守屋商会

榎 峠 優

当委員会は、七月七日日本部会議室において、会員皆様の業務改善の指導により、宅地建物取引の事故ならびに、事故を防止するという職務に基づき、五十一年度事業計画を左のとおり決定しました。

記

1. 関係官庁との懇談会等
2. 事故防止PRポスター作成
3. 沿線別不当表示広告調査
4. 会員指導点検調査（従前の指導部所管より移る）
5. 所轄警察との懇談会

追って前期計画により第一弾として

七月十五日午後五時より府中市民会館会議室に於いて府中警察署幹部各位と、支部理事全員との間に、不動産事犯防止及びその他犯罪予防についての懇談会を開催し、熱心なる意見の交換をし、時間の経つのも忘れる盛況の裡に終了す。

・第二回首都圏特選不動産市場について、

東京都宅地建物取引業協会は次の通り不動産市場を開催することに決定いたしました。

従って、これに物件を展示する、ご希望のある会員

は九月上旬に、支部より、ご配布する申込要領によりまして、お申込みください。

記

一 場所 後楽園屋内展示場

二 日時 昭和五十一年十月一四(水)～一九日(火)

この不動産市場開設に本年を以って一応中止し、来年度よりプロック別、又は支部単位で実施するようになる予定であります。

事業委員長 吉野玄太郎

指導部 報告

指導部長 佐藤 清一

今年度の指導部行事計画が決まりましたので、報告します。

一、本部主催の研修会

会員、取引主任者、従業員を対象とし、その資質向上並びに、知記普及を目的とし研修会を年二回開催する。

第一回目は九月二十二日立川社会教育会館で、第二回目は来年二月の予定です。

実施にあたっては改めて御案内をしますから、是非受講して下さい。

二、支部主催研修会

七月中に第一回を行う予定でしたが講師の都合で開

催出来ませんでした。

改めて計画の上御連絡いたします。これも、年二回行うように予定しています。

三、多摩ブロック主催の養成講習

例年のとおり多摩ブロック運営委員会では、取引主任者の養成講習を行います。

期間は八月六日～十月二十二日迄二十九日間です。

昨年は合格率六十五％と大変良い成績でした。取引主任者の試験を受けられる方は受講されるよう希望します。

研修会受講票取扱要領について

本部、支部主催の研修会を受講される際の受講票については次のように取扱うことになっておりますので、御承知下さい。

趣旨、業法第六十四条の六の規定に基づき、全宅連では二年間三十時間の研修を取引主任者及び従業者に行うよう各都道府県協会に通知を出しています。就ては本部においてもこの研修を何時回受講したか、各人の記録を控え置く必要があるため、研修会受講票を作成したものです。

要領、二年間三十時間の研修の開始を昭和五十一年四月一日とし、終了を昭和五十三年三月三十一日とする。

本部主催のブロック別研修会は原則として、年二回開催、この研修の受講時間を一回四時間と認定する。従

って二年間十六時間となる。

○ 三十時間に足りない分、即ち十四時間については支部又はブロックで消化する事とする。

○ 研修会受講票は受講者が受付に提示すると、受付では受講票と支部控に受講印を押し受講者に返還する。

○ 前回 二年間所定の研修を受講した者には、修了証書を授与するとの誠もありますがやや流動的です。前回当支部干係者で終了証書を受けられた方は四十名でした。

府中市商工まつりについて

府中市商工祭り係就ては既に御案内の通り会員皆様方の御協力により無事終了致しました。又設営及会場の運営については支部理事皆様方の御協力を得、担当者として厚く感謝申し上げます。今回は商工祭りの趣旨に基づき、不動産無料相談の外に物件の紹介を試み、七社御協力による物件提示を実施致しましたが、何分早急の事とてさしたる効果も上りませんでした。今後は本社にて既に計画されている、事業委員会を中心に、支部としてもブロック別に強力に推進されるものと期待しております。私共もこれに就ては支部全体の問題ばかりではなく、支部員個々の皆様方の発展の為に是非推進されねばならないと、痛感している次第です。

次に、不動産無料相談のことでありますが、扱件数は（一般二件、紛争一件、税務一件、物件二件の計六件でした。相談件数の多い少ないの問題は相談事案の内容にもよりますが、できれば、一般相談とか物件相談の多いほどこれにこした事はありません。事故件数等についてみても十年前の事を比較してみると激減しており、唯取引上注意を要するものは、ローン付の契約です。本部における毎日相談の事案内容をも、ローン付きの紛争が非常に多いことです。好むと好まざるとにかかわらず、関係したときには事案の処理を迅速にすることです。

そうして誠意を以って事に当ることです。必ず道が開けてきます。会員の皆様、どうぞ注意すべきは注意を以てがん張って下さい。

まもなく十月六日の三多摩全域における、不動産街頭無料相談所が開設することになっております。いろいろと会員皆様方の御協力を賜わり乍ら実施致したいと思っております。よろしく御願ひ申し上げます。

八月盛夏

相談部長 山岸 正 治

不動産無料相談所開設 について

（第十六回府中市商工まつり）

理事 守屋商会 榎時 優

むさし府中商工会議所主催、府中市後援による、恒列行事の府中商工祭りは、八月六日より三日間、みなで築こうゆたかな街を、をテーマに府中市の商工業者と市民との交流を図り、市民の繁栄と産業の発展に寄与することを目的に大國魂神社境内で、開催せられた。

当支部も、地域社会に不動産業務を通じて、奉仕活動に専心している業者として、市民の不動産に対する知識の啓もう及、業者の信用倍加の一助として、本年も役員一同酷暑にもめげず、無料相談所を設置しました。

それについて感じることは、各人色々とプランを持って居られると思うが、予算と業者の積極的な協力により来年度は更に有意義な内容を折り込んだ行事にしたいものです。

その方法について如何なることが考えられるでしょうか、その試みとして、

不動産展示会を企画し、相談所と同時設営し、消費者（顧客）の要望に応じられるよう、支部会員が協力し、自社物件、仲介物件、賃貸物件に分れ、確実なる物件を多数集めなければならぬ。この為には、予算計上、PRの方法の検討、支部会員及び、他支部の意

欲的、積極的なる協力がなければ、到底成功は望むべくもない。種々検討を重ねて、将来比較的早い時期に実現したいものです。勿論毎年行はれる、不動産街頭無料相談所の開設の場合も物件展示場の問題を、研究してみたいものです。

本年二月二十八日、二十九日の二日間にわたり、支部として始めての支部主催による、展示会を開催し他支部の注目的になった、国分寺、国立支部の勇断については、吾々は高く評価し、その運営及経験について指導を賜り、吾々の参考に供したいもので、役員及び、会員の皆様の御苦勞は、大変なものであった事と推察します。

当支部に於いても、他支部に負けない様、会員皆様の業務繁栄と、業者の社会的地位向上を目指し、企画より、実現へと強力に邁進したい考える次第です。

皆様の貴重なる、御意見を期待しております。

最後に、むさし府中商工会議所不動産分科会の責任者として、商工祭中、支部役員及び会員諸兄の温い御協力を賜りましたこと、紙上を借り、感謝の意を表します。



灯トウ 巷コウ 譚タン

山 岸 生

前号に引き続き、今回は二婢以下について述べてみたいと思います。

その前に女 おんなについて若干ふれたいと思いますが、辞書によれば、おんなとは成熟した女、従って一盗から四娼まで、すべて所謂おんなと解すべきだが唯例外として半玉おぼこ等は半女と解すべきだろう。さて一盗はスリルの点に於て満点に近いが、味わいはどんなものか、その点二婢は一度味わったら二度と忘れられない、あたかも桃源境をさまよう如く通人だど一、二度このような経験をしたと思うが、如何にや、勿論二婢とてすべてがこのような味わいの持主とは限らず、唯表現上こうした方が二婢にとつて都合がよいからと解すべきだろう。二婢の語源は読者の想像におまかせするとして……………

若き日の女人S氏曰く、彼は専ら二婢所謂、女中専門であつたとか宿につくなり、その口説き方並の口説き方ならず、必ずや、手中に改めたとか、過ぐる四十数年、彼を含め悪友三人と北陸の五温泉に泊ったときのことである。宿の女中さんの余りにも不美人なのに三人にてジャンケンをして、之に負けたものがこの醜

女の女中に当たる事になり、S氏の負けが決まり、例の如く、醜女を口説き、さて同きんのときになり余りの醜女さに流石のS氏もためらい、ついに、ハンカチーフを顔にかぶせて目的を果たしたとか、而し後日談に日く、その味わいのよかったこと天下絶品とか又滞在中のS氏に対する献身的な儘し方まこと醜女を返上させてあげたいくらいだったとか、そのような情けを、受けしS氏茲後は専ら二婢以外の女は対象にしなかつたとか、まことに欣快目出度し、

さて、二婢について述べたが、これはあくまでも、その道の俗話として捉えていただけだと思います。そうでないと世の女性方のおしかりを受けなければならぬ立場にもなりかねないので、次に三妻、即ちかみさんの事である。三妻が、三番目にランクされているのは、どんなものか、この節をとくと御考え願いたい、夫婦談義に日く、夫婦とは、空気と水の如し、夫婦とは味噌汁の如し夫婦とは??つまり所夫婦とは、有っても無くが如し、さればとて必要欠くべからざるものなり。味もそっけもなくなるから、このように三位にランクされたのではないか、世の妻(才)女方よ旦那の浮気封じの為にも、一盗二婢四媚らしい閨房におけるテクニシャンに長けてもらいたいと、願うのは世の停主族ではあるまい。かけだし妻の三番目のランクの反

論としてこれはあくまでねやの物語りとして語られるのではあるまいか、ついで乍ら、披露しておくが功名し名を遂げた夫婦共老境の域に達し、何れかが幽明境を異にせんとする時詰めかけし親類縁者を次の間に退け、老夫婦最後の営みを行ない昇天……せしとか、まことに嚴肅なるかな、これぞ夫婦おとこ、おんなの範たりや。

如何にや、話しはしめり勝ちで申し訳ない、がこれも、男、女の性の執念とその大切さの必要性を説いたのでありましょう。

そのように判断していただければ幸いです。諸兄の健康そして又健康を祈り、この稿を終ります。



★支部会員の皆様に★

お願い
会員つまり免許業者の正しい業務の基本とは業法
に基づく業務を行なうことです。

- 一、 必ず免許標識（当協会制定のもの）を掲示
（公衆の見やすい場所）して下さい。
 - 一、 取引に際し必ず宅地建物取引主任者が物件
説明書により重要事項を説明・交付（売買・
貸借等とも契約締結前・手付授受前）すると
共に契約書にも記名捺印して下さい。
 - 一、 必ず建設大臣の定めた報酬の額を掲示（公
衆の見やすい場所）すると共に間違つて規定
額以上の請求をしないで下さい。
 - 一、 取引主任者並びに従業者には必ず証明書を
携帯させ業務に従事させると共にその証明書
の交付台帳を備えて下さい。
 - 一、 必ず法定の物件取引台帳（売買・貸借等）
を事務所ごとに完備して下さい。
- ◎ 当協会制定の倫理規定・宅地建物斡旋取引規
定にも違背・違反なきよう注意して下さい。

支部報は支部と支部会員との間をつなぐ唯一のパイプです
ぜひ活用してください

求ム原稿!!

支部に対するご意見・ご希望・趣味・記事・随筆文など歓迎します
ご希望・娯楽・紀行文

（毎月10日締切）

広 報 部

（支部事務局迄）

発行所 (社)東京都宅地建物取引業協会
府中稲城支部

発行者 府中稲城支部長 朝倉 静男
山村 修司

編集者 広報部長 津野 忠行

印刷所 富士印刷(電話64-1376)